

30修理第1364号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称

丸文通商株式会社

事業所の
所 在 地

長野県松本市鎌田一丁目11番25号

事業所の
名 称

丸文通商株式会社 松本支店

修理区分

動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間

平成30年11月9日から
平成35年11月8日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

平成30年11月9日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 石井 啓一

